

カナダのスポーツ団体ガバナンスコード

適用範囲：

この「カナダのスポーツ団体ガバナンスコード」（以下「**本コード**」という）は、オリンピック・プログラムに含まれる運動競技を代表するすべての中央競技団体（以下「**NSO**」という）に適用される。その他のすべての中央競技団体は、本コードに規定されたベスト・プラクティスを採用することが推奨される。

フルタイム従業員が4名以下のNSOを、本コードでは「**一部適用除外NSO**」と呼ぶ。本コードでは、一部適用除外NSOは、本コードのすべての条項を完全に遵守することが推奨されるが、別の基準を遵守するという選択肢がある本コードの条項についてはイタリック体で表示されている。

目的：

本コードの目的は、定款その他の構造的な仕組みの改定を通じて、NSOにガバナンスの実践を改良するよう奨励することにより、スポーツ団体のパフォーマンスを向上させることにある。

NSOが本コードを採用することで、以下のことが実現する。

- (i) 独立した、透明性の高い、説明責任を果たすガバナンスを確立すること。
- (ii) 理事会のパフォーマンスが高まり、結果としてスポーツ団体のパフォーマンスの向上につながるようなガバナンスの実践の改善。
- (iii) NSO理事会役員として適格な人材を集めることを促進すること。

本コードは、達成すべきベスト・プラクティスを明確に示すことで、資金提供者やその他のステークホルダーがそれに照らして評価できる客観的な基準を提供するものである。自身が行うスポーツへの投資を保護し、最大限に生かしたいと考えている様々な資金提供者は、資金提供を求めるNSOに対して、本コードに遵守していることを確認することを期待すると予想される。

目的の達成方法：

1. 理事会メンバーは、適正なガバナンスとはどういうことか、及び、なぜそれがスポーツ団体の最適なパフォーマンスの基本となるのかを理解するために、初期的及び継続的な教育の機会が提供される。
2. 理事会メンバーの資格は、能力に基づくものとし、理事会は、経営陣からの適切な独立性をもって、制作立案及びリスク評価の機能を果たすべきである（逆に言えば、運営面の役割を担うべきではない）。
3. 適正なガバナンスを促進する構造的なメカニズムを確立する。

本コードの規定は、以下の通りである。

A. 構成

すべてのNSOは、*カナダ非営利法人法 (Canada Not-for-profit Corporations Act)*。以下、「**法人法**」という。）

に準拠するものとする。

B. 理事会

1. 理事会は、最低 5 名、最高 15 名の理事会メンバーで構成される機能的な規模であるべきである。典型的な理事会の人数は、7 名から 11 名であると思われる。
2. 法人法で規定されているとおり、各理事は、NSO の最大利益を考慮して、常に正直かつ誠実に行動しなければならない。理事の 40%以上が「独立」していなければならない。本コードにおける理事の割合を適用した結果、整数にならない場合、小数点以下を切り上げ又は切り捨てて最も近い整数にすべきである。「独立」とは、理事が国レベル又は州レベルの対象スポーツのいずれの団体に対しても信認義務を負っておらず、かかる団体から直接的又は間接的に物質的な利益を受けておらず、かつ金銭的、個人的又は代表権の性質を有する利益相反がないことを意味する（ただし、NSO の競技に参加しているということだけでは、「独立」していないことにはならない）。理事又は理事候補者が「独立」しているかどうかは、指名委員会が決定するものとする。「独立」していないとみなされた者は、独立していない理由となっている状況を辞任又は終了した時点で、「独立」しているとみなされる。
3. NSO の経営陣又は組織運営チームのメンバーは、理事会のメンバーになるべきではない。NSO のいかなる理事会メンバーも、理事としての任期中及び任期終了後 12 か月間は、当該 NSO の CEO にも暫定 CEO にも就任すべきではない。

一部適用除外 NSO が、B.12 項に従い、CEO ではなく執行理事 (*Executive Director*) を任命した場合、その執行理事は理事会メンバーになることができる。一部適用除外 NSO の理事会メンバーは、最長 3 か月間、暫定執行理事になることができるが（その者が執行理事を務めている間、理事として投票しないことを条件に、理事会における地位を維持する）、その 3 か月間が終了するまでに、理事又は暫定執行理事のいずれかを退任しなければならない。

4. 各 NSO は、理事会の役割と責任を明確に記述した理事会のマנדートを採択すべきであり、そのマנדートには、とりわけ複数年の戦略計画と CEO の後継者計画を策定するという要件が含まれる。
5. NSO の運営を成功させるために必要なスキルを有する理事で構成され、同性の理事が占める割合が 60%以下である独立した理事会においては、多様な視点・経験・経歴が、理事会の最適なパフォーマンスをもたらすと認められている。したがって、各 NSO は、理事会レベルでの多様性のための方針を策定すべきである。多様性とは、性別、性自認、人種、民族性、性的指向、階級、経済的手段、能力、年齢、使用しているカナダの公用語、宗教、教育を含むが、これらに限定されない) カナダ社会に存在する広範な人口統計学的特性を指す。理事会は、必要なスキルと多様性（性別を含む）を備えた理事を惹きつけるためのアプローチと取り組みについて、その取り組みが成功していると考えるかどうか、また、この目的に向けて理事会が行う予定の追加の措置について、毎年報告すべきである。
6. アスリートが NSO のガバナンス構造において意味のある代表権を有し、アスリートの声を聞くことが最も重要である。各 NSO の理事会は、その目的を達成するための最善の方法を決定し、それが理事会

マニデートに明示されるべきであり、理事会におけるアスリートの代表権が、強く推奨される。理事会にアスリート代表を置いていないNSOは、少なくとも1名のアスリート代表をボード・オブザーバーに任命しなければならない。各NSOは、その競技のアスリートからの重要な意見によってアスリート代表が決定される手順を策定しなければならない。本項において、「アスリート」という用語は、現在ナショナルチームに所属している者若しくは国際的なレベルで競技を行っている者、又は、引退した者であって、過去8年間以内にナショナルチームに所属していた者、又は国際的なレベルで競技をしていた者を意味する。

7. 各NSOは、スキル一覧表を維持しなければならない、理事会メンバーは、理事会が最適に機能するために必要なスキルをできる限り多く理事会メンバーが保有するよう、能力ベースとする¹。

8. 各理事会には、理事によって選出される理事長²を置かなければならない。

9. 理事長は、「独立」した理事であるべきである。

10. 各理事会メンバーには任期制限が適用されるものとする。理事会の指名委員会が決定する別のやむを得ない理由がない限り、その任期制限は、以下の場合を除き、最長9年（それぞれ4年以内の複数の任期で構成される）とすべきである。

(i) 現職の理事長は、最長12年の任期制限で、さらにもう1期務めることができる。ただし、6年を超えて理事長の地位に就くことはできない。

(ii) 当該競技の国際競技連盟の理事を務めている、理事長以外の1名の理事は、最長12年の任期制限で、さらにもう1期務めることができる³。

11. 新任の理事会メンバーはすべて、理事としての役割と責任について、適切なオリエンテーションを受けなければならない。このオリエンテーションには、適正なガバナンスの実施とガバナンス方針についての説明が含まれており、このオリエンテーションは、選出されるたびにすべての理事に対して再実施されるものとする。

12. 理事会は、CEOを選定し、雇用し、必要又は望ましいと判断した場合には解雇する責任を負う。CEOを選定する際、理事会は、その候補者がNSOの利益に最も貢献するのに適切と理事会が考えるスキル、経験、資格を有していることに納得しなければならない。

一部適用除外NSOは、CEOではなく、執行理事という肩書きを使用することができる（そのようなNSO

¹ ほとんどのNSOにとって、これらのスキルは、財務、ガバナンス、法務、競技であると考えられる。大規模な団体の場合、これらのスキルには、マーケティング、デジタル、人事、資金調達、スポンサーシップ、国際関係なども含まれる。

² 一部のNSOでは、理事長は会長と呼ばれる。

³ 2021年12月31日以前に役員を務めた期間は、任期制限に対して最長5年が適用される。2021年12月31日以前に理事長を務めた期間は、理事長としての6年の制限に対して最長3年が適用される。

の場合、本コードの中での CEO への言及はすべて、執行理事と読み替えるものとする)。

13. 理事会メンバーは、理事会と CEO の共同承認なしに、CEO 以外の経営陣と連絡を取ったり、理事長と監査・財務委員会のメンバーに関して CFO 以外の経営陣と連絡を取ったり、運営上の責任を負ったりすべきではない。

14. 理事は、理事を務めることに対して報酬を得ることはできないが、理事会が承認した出張規程に従って又は理事長と CEO の承認を得て（理事長が負担した費用に関しては CEO と監査・財務委員会の委員長の承認を得て）、合理的な費用の払い戻しを受けることができる。

15. 理事長の責任には、年次理事会レビュープロセスの監督が含まれる。

16. 各理事の出席記録は、NSO の理事選出に関連して配布される資料に含めるべきである。

17. 理事会は、決議により、NSO の費用負担で専門アドバイザーを委嘱することを認めることができる。

C. 理事会の委員会

1. 理事会は、以下の事項に重点的に取り組む委員会を置くものとする。

(i) 指名

(ii) ガバナンスと倫理

(iii) 監査と財務

理事会は、望ましいと考えるその他の委員会を設置することができる。理事会が報酬委員会又は人事委員会を設置していない場合、別の理事会の委員会がこれらの分野の責任を担うべきである。以下の C.3 項に規定されている場合を除き、各委員会の役割は、所轄事項について提言し、理事会の承認を得ることである。

2. 各委員会は、理事会によって承認された付託事項を有さなければならない。

3. 指名委員会の役割には、メンバーが理事選定に推薦する者を提案することが含まれる。指名委員会の推薦は、理事会の承認を得る必要はない。理事選任のためのその他の指名は、NSO の内規又は指名手続きに従って行うことができ、その手続は、その他の指名ができるように指定された締切日より十分に前もって NSO から公表されるものとする。理事会が指名委員会のメンバーを決定する際には、毎回、メンバー数が奇数となるようにすべきである。指名委員会には、選挙に立候補している理事が含まれてはならず、委員会が尊重され、信頼され、代表的な存在であるという観点から、理事会（「独立」理事を含む）、アスリート、その他のステークホルダーからの適切な代表者が含まれていなければならない。

D. 会員

1. NSO の会員は、理事の選任、監事の任命、法人法の下で会員が投票権を有する事項、及び理事会が会

員による投票を実施すべきと判断した特定の事項についてのみ投票するものとする。

E. 財務／リスク

1. 年次財務諸表は、全体的に監査が実施され、年度末から 6 か月以内に NSO のウェブサイトに掲載しなければならない。
2. NSO の財務諸表は、以下の日程で開催される理事会会議において、理事によって審査される。
 - (i) 未監査の四半期財務諸表については、四半期終了後 60 日以内
 - (ii) 監査済み年次財務諸表については、年度末から 90 日以内
3. 理事会は、リスクの継続的な特定、並びにリスク管理及び内部統制についての年次評価を含むリスク管理に対して責任を負う。
4. 理事は、四半期ごとに、以下の事項に関する CEO 及び CFO の証明書を受け取るべきである。
 - 源泉徴収、売上税、その他の政府送金など、必要な送金がすべて行われていること、
 - 理事が個人的に責任を負うその他のすべての支払いが行われていること、
 - 重要な契約の違反、NSO に対する請求又は訴訟の提起又はその恐れの状態について、それぞれの更新された近況を含めた説明、
 - 理事会が承認したすべての保険（役員賠償責任保険を含む）が完全に有効であり、すべての保険料が支払われていることの確認、
 - NSO にとっての重要なリスク（財務上又はその他のリスク）の説明。

一部適用除外 NSO に CFO も CFO の役割を果たす者もない場合、証明書は CEO 又は執行理事のいずれかのみによる署名でもよい。一部適用除外 NSO の場合、証明書は、四半期ごと又は半年ごとに交付することができる。

F. 透明性

1. 以下の項目を NSO のウェブサイトに掲載して、公開しなければならない。
 - (i) 定款(articles of incorporation)／法域移転条項 (articles of continuance)（改訂された場合には、改訂後のもの）
 - (ii) 付属定款(by-laws)
 - (iii) 年次財務諸表
 - (iv) 会員総会の議事録
 - (v) B.4 項で言及されている理事会のマנדート
 - (vi) すべての委員会の付託事項
 - (vii) B.5 項で言及されている多様性に関する年次報告書

G. 実施

1. 適正なガバナンスの重要性と、その成果を挙げることを目的とするこの取り組みを反映して、NSOには本コードの遵守を支援するためのリソースが提供される。NSOが適時かつ効率的に本コードを遵守できるよう支援するテンプレート、チェックリスト、その他の有用な文書が作成され、NSOに提供される。法的専門知識や継続的な教育機会などを含む、その他の追加的なリソースもNSOに提供される。
2. これをスポーツシステムで成功させるために、各NSOは、2022年12月31日までにNSOが本コードを遵守するために、付属定款の必要な変更やその他の措置を講じることが奨励され、必要に応じて支援される⁴。

⁴ 2026年12月21日までに本コードの見直しを行い、進化するベスト・プラクティスの観点から適切な改訂や更新を検討することが予想される。